

第36回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 平成20年5月9日

開 催 場 所 ホテルアウィーナ大阪

第36回大阪府環境審議会

開 会 午後 1 時30分

司会（小林補佐） 長らくお待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第36回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、環境農林水産部環境農林水産総務課の小林でございます。よろしく願いをいたします。

皆様方には、お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の志知からごあいさつを申し上げます。

志知環境農林水産部長 環境農林水産部長の志知でございます。

第36回の大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから環境行政をはじめ、府政の各般にわたり、御支援、御協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の審議会では、審議事項が1件、報告事項が6件と、多くの案件がございます。

まず、三箇牧水路底質対策に係る費用負担計画につきましては、高濃度のダイオキシン類汚染があった摂津市内の三箇牧水路の底質の処分に当たり、汚染原因者に事業費の負担を求めるため、公害防止事業費事業者負担法に基づき、当該公害防止事業に係る費用負担計画を策定することについてお諮りするものでございます。

次に、報告案件といたしまして、水質測定計画部会、野生生物部会及び温泉部会で御決議された事項につきまして、各部会から御報告をいただきます。

そのほか、前回の審議会で答申をいただきました亜鉛含有量の排水基準などの見直しに係る条例等の改正、同じく答申をいただきました廃自動車認定が困難な場合の処分期間の短縮に係る条例の改正、最後に、第8次大阪地域公害防止計画の策定について御報告をいたします。

非常に盛りだくさんではございますが、委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（小林補佐） それでは、次に資料の確認をさせていただきます。

お手元に議事次第、それからその裏面に資料一覧、配席表、それから審議会の委員名簿、参考に審議会条例をお配りしております。

また、委員及び幹事の皆様には、出席確認票をお配りしております。こちらにつきましては、委員及び幹事の皆様への報酬等の支払い手続に際して、皆様の出席を確認できる書類の添付が必要となったもので、前回からお願いしておるものでございますが、大変お手数でございますが、席上でございます確認票にお名前を御記入いただきますようお願いいたします。こちらの出席確認票は、お帰りの際、お席の上に置いたまま結構でございます。

(配布資料確認)

では、本日の出席委員でございますが、本審議会の委員定数44名のうち、現在26名の方の御出席をいただいておりますので、審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日、御出席いただいております委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、御紹介は省略させていただきます。

なお、昨年11月に開催しました第35回の環境審議会以降に、新たに委員として、大阪市長の平松委員に御就任いただいております。

それでは、まず初めに、本日は諮問事項がございますので、資料1 - 1により、大阪府から環境審議会に諮問をさせていただきます。

志知環境農林水産部長 三箇牧水路底質対策に係る費用負担計画について(諮問)。公害防止事業費事業者負担法第6条第1項の規定に基づき、三箇牧水路底質対策に係る費用負担計画について、貴審議会の意見を求めます。よろしく御願い申し上げます。

司会(小林補佐) それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

南会長、よろしく御願いいたします。

南会長 それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

本日、先ほど部長からも御紹介ありましたように、お諮りする案件が少し多くなっております。議事進行、御協力のほど、よろしく御願い申し上げます。

まず、議事1でございますが、審議に入りますが、ただいまお受けいたしました諮問、三箇牧水路底質対策に係る費用負担計画について、これについて、事務局の方からのまず説明をお願いいたします。

どうぞ。

葉山環境保全課長 環境管理室環境保全課長の葉山でございます。

三箇牧水路底質対策に係る費用負担計画についての内容につきまして説明させていただきます。

まず、資料 1 - 1 の諮問文の写しをご覧くださいと思います。

裏に説明文がございますので、少し長くなりますが読ませさせていただきます。

大阪府内のダイオキシン類常時監視により、平成12年度から神崎川新三国橋における水質が環境基準値を継続的に超過していることが判明し、原因究明のため、上流域において追跡調査を行ったところ、平成17年11月の調査で、摂津市を流れる農業排水路である三箇牧水路の底質に高濃度のダイオキシン類が存在することが明らかになりました。

一方、降雨時の湛水被害に関する地域の要望を受けて、府は同水路に鳥飼北部排水機場を建設し、平成18年度に完成しましたが、同施設を稼働させると、上流の汚染底質を安威川に放流することから、緊急措置として、平成19年3月までに排水機场上流の汚染底質を除去し、水路敷内に暫定保管しました。

平成18年9月に設置したダイオキシン類に関する環境対策検討委員会底質対策専門部会において、汚染原因の究明が行われ、底質の濃度分布及び異性体・同族体組成、事業所試料と合わせた統計的解析により原因者が廃棄物処理を業とする事業者に絞り込まれました。さらに、過去の施設の稼働状況、類似事例から汚染メカニズム及び発生時期が推定され、主たる汚染原因者は当該事業者であるという推定結果が平成19年8月にとりまとめられました。

つきましては、保管底質の処分に当たり、事業者には事業費の全部または一部の負担を求めるため、公害防止事業費事業者負担法第6条第1項の規定に基づき、府が施行者となり費用負担計画を策定することとし、貴審議会の意見を求めるものです。

それでは、資料 1 - 2 をご覧くださいと思います。

左側に、これまでの経緯についてまとめております。大阪府では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきまして、平成12年度から府域の大気、水質等のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しております。

本件は常時監視の初年度に、神崎川で環境基準を超えるダイオキシン類が検出され、数年間かけて上流部の汚染源を調査した結果、摂津市内の農業用水路の底質に高濃度

のダイオキシン類が検出されたものです。

まず、位置関係から御説明いたしますので、資料 1 - 2 の裏をご覧くださいと思います。

左側の図は、大阪府域の河川及びダイオキシン類の水質の常時監視地点を示してございます。平成18年度に大阪府所管の監視地点36地点に政令市等の地点を合わせ、合計75地点で年間2回または4回の調査を実施しております。

左側の図の5番の地点と、右上の図の 番の地点を矢印で結んでおりますが、この地点が神崎川の新三国橋の監視地点でございます。

平成12年度の監視結果におきまして、環境基準値の超過が確認されました。その原因を解明するため、翌年度から追跡調査を実施することとし、順次上流域にさかのぼって調査をいたしました。

その結果、平成17年度の調査で、右上の図の の地点が神崎川の小松橋でございますが、その上流に合流する番田水路の支流であります三箇牧水路、図では点線で示しているあたりになります。その三箇牧水路の底質から、環境基準値が底質1グラム当たり150ピコグラムのところを1万1,000ピコグラムという高濃度のダイオキシン類が確認されました。

このため、翌平成18年度には、三箇牧水路の詳細調査を実施いたしました。調査結果を一番下の図にまとめてございます。事業場の立地状況などを勘案して、調査地点の設定を行い、右側が上流で、上流から順に調査地点1から9まで底質の調査を行いました。

なお、図中の調査地点番号の後ろの記号でございますが、Mは水路の中央、Rは右岸、Lは左岸側での調査を表しております。

ご覧いただきますと、調査地点4以降、急激に底質中のダイオキシン類の濃度が上昇いたしまして、調査地点5の水路中央では、底質1グラム当たり4万4,000ピコグラムという高濃度が確認されました。

恐れ入りますが、資料の表側にお戻りいただきたいと思えます。

経緯の上から三つ目の枠になりますが、ただいま説明しましたような調査結果を踏まえまして、汚染原因及び対策方法について検討するため、平成18年9月に、ダイオキシン類に関する環境対策検討委員会に、村岡先生を部会長といたします底質対策専門部会を設置し、御検討をいただきました。底質の濃度分布、異性体・同族体の組成及

び事業所試料等との統計解析によりまして、汚染原因者を絞り込み、過去の施設の稼働状況及び類似事例から汚染メカニズム、発生時期を推定し、主たる原因者は、焼却施設を有する廃棄物処理を業とする事業者、何遍も資料をめぐっていただいて恐縮でございますが、資料1 - 2の裏の下の詳細調査結果図の中のDに位置する事業者が、主たる原因者と推定されるとの御報告を昨年8月にいただきました。

また、このような環境調査と平行いたしまして、府では三箇牧水路内に上流の水害対策として、鳥飼北部排水機場の整備を進めてまいりました。詳細調査結果の図の左に排水機場の位置を記しております。

この排水機場は、平成18年6月に完成いたしました。ただいま説明しましたような環境調査結果があったことから、このまま稼働させますと、放流先の安威川に汚染を拡大させるおそれがあると考えられましたことから、排水機場から上流の底質を除去し、水路敷地内でコンクリートボックス内、またはゴムシートに二重に包んで暫定的に汚染底質の保管をしている状況でございます。

汚染底質の除去を行った範囲は、図の一番下に矢印で底質除去工事範囲を示してございますが、この範囲でございます。

今後の対応につきましては、資料の表側に戻っていただきまして、一番下の枠内をご覧いただきたいと存じます。汚染底質の保管は緊急的な暫定措置で、地震などの災害時には二次汚染のおそれもあることから、早急に無害化などの処理を行い、搬出する必要があります。

このため、府が緊急措置として行った底質のしゅんせつから続く一連の公害防止事業といたしまして、保管中の底質の無害化処分を行うことといたしました。

また、前述のとおり、汚染原因者は推定されておりますが、汚染の原因となった行為は法規制前、すなわちダイオキシン類対策特別措置法の施行前であることから、保管底質の処理・処分を実施するに当たりまして、公害防止事業費事業者負担法により、原因者にその責任に応じて一定の費用負担を求めたいと考えております。

同法により、原因者に費用負担を求める場合には、法律の規定に基づき、審議会の意見を聞いた上で、当該公害防止事業に係る費用負担計画を定める必要がありますため、本日、本審議会に諮問させていただいたところでございます。

資料右側に公害防止事業費事業者負担法の関連部分を抜粋しております。御参考までにご覧いただきたいと思っております。

費用負担計画の策定に当たり、御検討いただく項目といたしましては、費用負担すべき事業者の範囲やその負担割合などを予定しております。これらについて御審議をいただきたいと考えております。

最後に、御検討いただくスケジュールでございますが、本日、諮問させていただいたところでございますが、11月の次回の本環境審議会に御答申いただけたらと考えております。

大変短い期間で申しわけございませんが、御審議よろしくお願いをいたします。

南会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に対して、御意見、あるいは御質問をいただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

説明は了承されたということで、そうしますと、この案件というのは、非常に専門的であり、また時間的にも余り余裕がない、集中的に検討をいただくということが適当ではないかと考えます。そのために、この大阪府環境審議会条例第6条第2項で、専門部会を設けるということができることになっておりますので、新たにそういう専門部会を設置して御検討いただいて、その結果をこの審議会に出していただいて御議論いただくという、そういう方向で処理できればなと考えております。

よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 ありがとうございます。

それでは、部会の組織、運営等について、提案を事務局の方からお願いいたします。よろしく申し上げます。

葉山環境保全課長 それでは、御検討いただく部会の運営要領の案について説明いたします。

資料1 - 3をご覧くださいと思います。

第1の設置の趣旨につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、公害防止事業費事業者負担法に基づき策定する費用負担計画について、専門的な見地からの調査検討を行うこととしております。

第2の組織でございますが、会長が指名する委員及び専門委員で構成することとしておりまして、本審議会の委員から3名、専門委員として若干名の参加を予定しております。

部会には、委員の中から会長が指名する部会長を置くこととしております。

そのほかは、一般的な規定とさせていただいております。よろしく申し上げます。

南会長　　ありがとうございました。

ただいま、事務局からの説明、御質問、御意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

蒲生委員　　専門委員を選出することは別に異議はないんですね。非常に課題が複雑で大きいということ。お聞きしたら専門委員の中には弁護士さんもおられるということなのであれですが、一つは簡単な質問なんですけれども、この先ほど御説明ありましたダイオキシン類対策特別措置法の施行が、その半年前に公布されておりますのが平成11年1月16日というふうに聞いておりますが、施行が平成12年1月15日と。この当該事業所の湿式洗煙装置というんですか、それが平成13年7月まで稼働しておったと、これは検討結果報告書42ページ、それから府のホームページ、平成19年9月18日に載っております。それでこれを2年間も稼働を続けておったということになるわけで、一方大阪府としては、平成12年度から河川のダイオキシン類常時監視を実施して、神崎川の新三国橋においては、監視の開始以降、継続して水質環境水準を上回っておること等を理由に、さかのぼって追跡調査をしておられると先ほど御説明ありました。

これと考え合わせれば、しかも、当時社会的な大きなダイオキシン問題になっておったという中で、2年間もそういう汚染物質の排出が、この当該事業所によって続いておったということがちょっと納得できんと。先ほどの話では、当該事業所の汚染物質の排出が特別法の施行前であるということが言われておって、企業にも大いに同情すべき点があるようなニュアンスだったんですけれども、しかし、2年間もその後、稼働して汚染物質を排出しておったということとか、それから暫定処置があって、もう既に4,000万円も使っておると。今後これを処置するんで、1億円か。ほんなら、1億4,000万円、もっと要るかもわかりませんが、これも莫大な費用がかかるということ等々で、専門委員の皆さんに果たして、こんなこと言うと失礼になるんですが、大変やんかというふうに思うんです。ということで、これもちょっと先ほど言われたように施行前であるというの、もうちょっと質問したいんですが、これちょっと施行後もやっていたやないかと、そういうふうに府の方で、こういうふうに報告がされているので、ちょっと矛盾するなという部分と、それと、今後、同時にやっぱり重大な問題は早くやらんと、いつまでも置いておくわけにいかんという問題もありますし、税金

もたくさんかかるかもわからんし、府民も大いに興味持ってることなんで、ぜひとも詳しく次の専門部会の報告がまとまって、今度、議会にかけるときには報告をしてほしいなというふうに。

南会長　この法律の施行前から稼働していたということで、特定するまでにそのまま垂れ流して2年間ほどかかってきたというように私は理解しているんですが、事務局の方から説明よろしく願います。

葉山環境保全課長　推定される発生原因者としてD社が推定されておりますが、高濃度に汚染されました区間の水路につきましては、平成2年度に改修工事が行われて、平成3年3月に完了しております。そのときに、床はコンクリート張りになってございますので、そのコンクリートの上に堆積したものが今回の汚染原因のすべてということになります。

その後、D社の湿式洗煙装置が、平成13年7月に廃止されてますので、そのときのいつかというのはよくわからないんですが、平成3年以降、平成13年7月までの約10年間の間に堆積されたものが原因だというふうに考えています。ですから、ダイオキシン法が施行されまして、常時監視を始めまして、先ほどの新三国橋から順次さかのぼってまいりまして、小松橋まで行って、それから、まだその先には番田水路と三箇牧水路という水路がいろいろ分かれてますので、これ結構干潮域のこともございまして、調査に時間がかかりまして、結局たどり着いたのが17年度ということになりますので、その間すべて法が施行された後の話ということじゃなくて、原因のほとんどの期間が法施行前の話であるということでございます。

蒲生委員　そうじゃなしに、私も現場行ってたんですけど、非常に力を入れてやっているのはよくわかるんですけども、いわゆる最初の方法に、その汚染物質の排出がダイオキシン類対策特別措置法で施行前であることからというふうになってるんですね。その施行後も出されておったんじゃないかということなんですが、1年半、少なくともね。これはどうなんです、つかんでない。

葉山環境保全課長　その間のどの時点でそこへ排出されたかという原因は、直接のことはわかってございません。この施設は、三箇牧水路に排水、あるいは汚泥を流す設備になってございませんので、その辺の因果関係がきちっと証明ができない状況でございます。

蒲生委員　いやいや、別にこだわるわけじゃないけど、ちょっとようわからん答弁なん

で。それずっとそのあれを使っていたら、それはどんどん毎日出るん違いますの、量は別にして。

葉山環境保全課長 基本的には排水の洗煙装置の水は、循環利用されてますので、三箇牧水路に毎日出ているというわけではございません。ですから、どの時期に、平成3年以降のコンクリート張りした後、平成13年7月に廃止するまでの間、どの時期に水路に排出されたかというのは特定はできません状況でございます。

蒲生委員 まあよろしいわ。いずれにしても、そういうかなり複雑な問題もあるので、しっかりお願いします。

南会長 今、蒲生委員の方から御指摘、御質問、かなりごもつともなところがございます。そのあたりも含めて、この専門部会を設けるということは、ただいま御了承いただきましたので、その専門員については、この委員の中から3名、そうして別に専門家を2名、合計5名を会長が指名するという事になっておりまして、現在、人選もかなり進めておりますので、御一任いただいて、この5名の委員の先生方には、大変な御負担をおかけするというのは、御指摘を申すまでもない、そういう状況でございますので。

蒲生委員 済みません、結論言うの忘れてた。ですから、当該企業にもしっかりと責任とらせるようお願いしたいということです。

南会長 ですから、ただいまのような御議論を含めて、この汚染者負担の原則というあたりをしっかりと押さえていただきながら、この専門部会で御検討いただいて、その結果をこの審議会に最終的には報告いただく。その途中、内容その他は、逐次ホームページ等で報告していただくようにしたいと考えておりますので、そのあたり、この専門員の先生方におかれましては、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。そうして、部会の結論が出ました段階では、結論に至った審議の経過などについて、この場で詳しく御報告をいただき、そういう手はずで進めたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 ありがとうございます。

それでは、ちょっとこれは金額が非常に大きくなりますので、その点ではかなり問題が大きいと考えております。かなり大きな問題ではありますが、後ほどまた私の方から、この場から3名の部会委員、さらに別に2名の専門委員をお願いすることで、専

門部会を設けて、鋭意検討していただきたいと思っております。何とぞよろしくお願い致します。

よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 ありがとうございます。

それでは、審議そのものは、今回、諮問1件でございますが、あと報告を聞かせていただけますでしょうか。

最初は、平成20年度の公共用水域及び地下水の水質測定結果でございます。これは水質汚濁防止法の規定によりまして、毎年度策定するということになっております。環境審議会条例第6条第7項の規定によりまして、この審議会の常設部会であります水質測定計画部会におきまして、この審議会にかわって大阪府から諮問を受けて審議いただいて答申をいただいております。

それでは、村岡部会長の方から御報告よろしく申し上げます。

村岡委員 水質測定計画部会の部会長村岡でございます。

準備いただきました資料は、資料の2-1及び2-2でございます。2-2は本日机の上に準備されていたこういうものでございますが、これをまずちょっと見ていただきたいと思えます。これが水質汚濁防止法第16条の規定に基づきまして、毎年策定される大阪府域の公共用水域及び地下水の平成20年度の水質測定計画でございます。

本件につきましては、平成20年1月23日付けで知事から諮問いただきまして、水質測定計画部会で審議いたしました。その決議事項を報告させていただくわけですが、今のこの資料の中ほど、16ページぐらいから見ていただきますと、非常に細かい表が載っております。この部分は河川でありますけれども、河川のどの地点で、だれが何について、どういうふうに測定するということがわかるようになっております。ただ、非常に細かいので、これを逐一説明するわけにはいきませんので、もう一つの資料2-1に従いまして御説明させていただきたいと思えます。

測定計画を練るに当たりましては、まず、水質の現況を検討いたします。現況といいますが、この時点では公的にまとまっているのは平成18年度の調査結果でございます。これとは別に速報というのがございまして、これは大阪府のホームページで載っております。一番近いもので先月の4月の測定の結果が載っているのもありますので、速報的にはだれでもホームページから見ることができます。

それで、これまで大阪府域では、この資料2 - 1の3ページを見ていただきますと地図が出ておりますが、この図1の地点で、河川の場合、海域の場合、それから裏に地下水の場合が載ってるんですけども、測定してきております。河川の場合、代表的な水質指標といいますと、BODでございますけれども、このBODにつきましては、その下に図2ということで、これまでの30年間の経緯が載っております。最近の10年ぐらいは、余り濃度に変化はございませんけれども、環境基準の達成率ということでいきますと、平均的にはまだ70%ぐらいであります。その中で寝屋川とか大津川につきましては、有機汚濁としては、まだ高い水準にあるというふうに言えます。

平成18年度の測定では、河川は105河川、144地点で水質を測定いたしましたけれども、健康項目で環境基準を超過しているという地点は、鉛が1地点、砒素が1地点、ふっ素が2地点、ほう素が9地点ございました。鉛の基準超過は寝屋川の今津橋であります。原因がわからずに特定しておりませんが、そのために、18年度から測定回数を増やして監視を続けております。

砒素の基準超過は、千里川・落合橋でありまして、これはトンネルの湧水によるものです。したがって、原因は地質由来の自然汚染と見ておりますけれども、これも監視を続けまして、あわせまして、トンネル管理者が適切な処理方策を検討するというところで、現在その検討委員会を立てられて、その報告に従って検討していただいておりますが、何しろその湧水というのは延々と続くものですから、かなり大型の処理実験装置をもとに、現在どういうふうな方策でやっていくかということを検討していただいているというふうに聞いております。

ふっ素とほう素の超過地点は人為的な汚染ではなくて、すべて海水が河口から入ってきておるということで、自然汚染というふうに見ております。

河川は以上のようなことですが、続いて海域でございますが、海域の場合は、健康項目につきましては、18年度は全地点で基準を達成してはいたけれども、富栄養化関連物質の全窒素、全りんのうち、全りんにつきましては、大阪湾の沖の方ですね、このところで18年度は満足したものの、ここ数年、基準を満足しないということになっておりました。大阪湾全域で窒素、りんの達成を図るために、いわゆる総量規制というものもやっておりますけれども、これでなかなか全域を満足するということは難しいのかなというふうな感じを受けております。

総量規制といいますと、もう一つのCODもその対象項目でありますけれども、この

CODにつきましても、兵庫県側の海域も含めまして、全域の66.7%で、ちょうど3分の2ということですが、これは達成しておりますけれども、残りの地点では、沖合に当たるそのA類型のところ、それから中間部のB類型の一部、そういったところで未達成でございます。

このCODにつきましても、総量規制というふうな、現在ずっと続けられておりますが、その規制ももう限界に来てるんじゃないかということで、この規制行政によりまして、CODに関しまして、この大阪湾全域で基準を達成するということは、かなり難しいんじゃないかというふうに判断しております。

地下水でございますけれども、これにつきましては三つの調査方法がございます。まず、概況調査といいまして、府域全体の汚染を把握する目的から、平成元年からずっと続けられておりますが、その地点は資料2 - 1の4ページに出ておるようなわけでございます。平成18年度におきましては、81地点で調査をいたしまして、5地点で鉛、総水銀、硝酸、亜硝酸性窒素の汚染井戸がございました。つまり、5地点で新たに地下水汚水が見つかったということになります。

このように汚染が見つかりますと、その原因を追及し、その対策を練るための調査といたしましてやりますのが周辺井戸調査でございます。これは18年度では、165地点で調査されまして、165地点のうち156地点、94.5%で基準が達成されているということを確認いたしました。

ということで、まだ汚染が残っている井戸があるわけですが、この井戸の継続監視をするというのが定期モニタリング調査でございます。18年度では139地点で調査をいたしまして、87地点、62.6%で基準を達成しております。ということは、残りの井戸はまだ汚染が続いておるということでございまして、その中でも、砒素に関しましての汚染は、大体その北摂地域に未達成井戸が多いという傾向があり、また井戸の深さでいいますと、その深い井戸において汚染が多いという傾向がございます。ということで、その地質の方から見ましても、これは自然起因の汚染であるというふうに判断しております。

汚染井戸の6割は、実は砒素以外に人為物質であるところの揮発性有機化合物によるものでございまして、こっちの方は地域に限らず広く分布しておる状態でございます。これも徐々に回復しておりますけれども、やはりどうしても長期にわたって汚染が残る井戸がございます。大阪府の担当するところでは10カ所ぐらいあるみたいでござい

まして、中には汚染が19年も続いておるといふ井戸もございます。まさに一旦生じた地下水汚染というのは、簡単に回復しないんだという特徴をあらわしているように思います。

以上のような水質の現況を踏まえまして、本題である平成20年度の水質測定計画を審議いたしました。結果といたしまして、105河川、144地点、河川の場合ですね。それから河川の底質で49地点、海域では22地点、海域の底質では15地点で観測するということになっておまして、地点数だけで見ると、これは昨年度と同じであります。一方、地下水の方ですが、概況調査が79地点、それから定期モニタリング調査が148地点で、これは多少の出入りがありますけれども、全体の数としてはほぼ同じ状態であります。

このように、前年度と比較して今年度のどこを変更するかということにつきましては、過去の検出状態に応じた監視の強化を含めまして、モニタリングの効率化の原則という、こういう原則を立てまして、それに準じて見直しております。効率化というのは、必ずしもその測定地点を減らす、測定回数を減らすということではございません。つまり費用を節減するとか、作業量を減らすということが直接の目的ではなくて、測定に当たるのは大阪府だけではなくて、近畿地方整備局とか、それから地域の自治体もございまして、実際には事務レベルで何回も何回も協議を重ねて、これまでの資料を検討して、それでこういった点が合理化できる、効率化できるんじゃないかという資料をもとに、部会では検討させていただいております。

それで、結果的には、その計画部会の席におきまして、このモニタリングの効率化につきましては、今後も続けられるということもありますので、対象が水でありますから、流水の流況とか水域の状態、あるいは後背地の水利用ですね、上水道、農業用水、漁業と、こういった利用だけではなくて、水循環とか、あるいは親水性も視野に入れて、どういうふうに合理化して効率化していくかということを考えるのが大事ではないかという意見もいただいております。

特に、地下水におきましては、その井戸が深い井戸なのか浅い井戸なのか、その井戸が現在使っている井戸か、あるいは使っていないのか、どんな使い方をしているのか。また、現在は使っていないけれども、将来、危機管理等で使う可能性があるのかどうかというふうなことを考えた上で、実際に効率化を図らないといけないというふうな意見をいただいております。

以上で私の報告を終わりたいと思います。

南会長 村岡先生、どうもありがとうございました。

ただいまの報告に対し、御質問あるいは御意見ございましたら、どうぞ。

特にないようでございます。

非常に広範な調査結果について、御報告いただきまして、ありがとうございました。

それでは、次の報告事項2、枚方鳥獣保護区の設定についてであります。本件につきましても、本審議会の常設部会であります野生生物部会の決議に応じて審議会の決議とすることが規定されております。このたび、野生生物部会において、本審議会にかわりまして大阪府から諮問を受けて、御審議の上答申をいただきました。その内容を御報告いただきますが、本日、朝日部会長が御都合で欠席でございますので、部会委員の石井委員の方から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

石井委員 それでは、御報告させていただきます。

資料としましては、資料3としたものが3枚つづりに入っていると思います。表のところに報告書、それから裏の部分に知事からの諮問文です。これが3月5日付けになっております。

それから2枚目の裏に、これから私が説明する設定についてという内容。それから、3枚目の表が関係位置図。そして、最後の裏のところですけども、野生生物部会の方から出しました答申の文であります。

それでは簡単に説明させていただきます。

最初に諮問のありました枚方鳥獣保護区の概要なんですけれども、先ほどの地図をご覧いただければいいと思いますけれども、枚方鳥獣保護区の指定については、第10次鳥獣保護事業計画において平成20年度に指定する、そういうものとして計画されていたものでございます。

また、区域なんですけれども、その資料にある地図のとおりで、枚方市域の東の端の部分に位置しております交野市及び京都府、奈良県と境界を接しているというところ。この区域は、南北を交野鳥獣保護区及び京都府の甘南備山鳥獣保護区に接しております。これが連続するということになるわけです。

設定期間につきましては、平成20年11月1日から平成30年10月31日までの10年間を予定しています。設定区域の面積は1,080ヘクタールということです。

次に、この地域の概況でありますけれども、地形としましては、生駒山地から男山丘陵に伸びる標高100メートル以上の丘陵山地の連続する山間部に位置しています。本地

域はコナラ、アカマツ、アラカシなどの二次林のいわゆる里山、里山林とも言いますが、二次林をはじめ、棚田などの農耕地、それから穂谷川、あるいはため池などの湿地というのもあります。いわゆる里地里山、あるいは広い意味での里山地域であります。最近はこの地域も都市化の波が押し寄せておりまして、自然環境は大きく変化しています。この広い意味での里山の豊かな生態系がそれでも残っておるこの貴重な自然環境、これを守ることというのは重要であります。

次に、この地域の鳥獣の生息状況ですけれども、事前調査の結果をもとに説明いたしますと、この地域では97種類の鳥類の生息が確認されております。そのうちの6割以上の種につきましては、繁殖期にこの区域にとどまるということも確認されています。したがって、そこで繁殖してるのではないかとということが考えられます。

また、オオタカ、ハイタカ、サンショウクイなどという鳥がいますけれども、これはもう身近な鳥だったんですが、最近では環境省のレッドリストに掲載されてるということですが、この地域でも見られております。特にクイナ、フクロウなどは、かつては人家の近くで生息していたわけですけれども、この地域の里山でまだ確認されているということで、大変大きな意味があると思います。

以上のことから、この地域は鳥類の生息地として大変重要であるというふうに考えられます。

一方で、けものの方なんですけど、ノウサギ、キツネ、タヌキなどの生息が確認されております。キツネなんていうのは民話にも出てたわけですけれども、最近ではもう希少種扱いということなんです。なお、府域で農林業などの被害が報告されてるイノシシについて、このような大型の獣類については確認されなかったということです。

次に、関係機関、あるいは地元との調整について説明いたします。

鳥獣保護区設定に関する地元、あるいは関係機関への事前説明というのは、大阪府と枚方市とで行われました。関係省庁のほか、自治会など地元関係者、あるいは猟友会、森林組合などからも了承を受けております。また、枚方市長から府知事あての同意書というのも提出されております。

以上の事前の説明と鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区設定に関する指針案の縦覧の手続を経た上で、大阪府知事から諮問された内容を、野生生物部会において、先ほど言いましたように、3月5日に審議をさせていただきました。部会では、枚方鳥獣保護区の指定によって、府民の自然との触れ合いの場、あるいは鳥獣の観察、保護活動を通

じた環境教育の場として活用されることに期待が寄せられ、審議の結果、環境審議会の答申として知事に提出する、このように至ったわけであります。

以上で本件、枚方鳥獣保護区の指定についての報告を終わりにいたします。

南会長 石井委員、ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、御質問、あるいは御指摘ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、石井委員、ありがとうございました。

報告の第3番目に移ります。報告事項3、温泉法に基づく温泉掘削等許可について、この件も本審議会の常設部会であります温泉部会の決議をもって、審議会の決議とするということになっております。

このたび、温泉部会において、本審議会にかわりまして、大阪府から諮問を受けて御審議をいただいて答申をいただくということになります。その内容の御報告。本日、熊井部会長が都合で御欠席でございますので、部会委員の池田委員の方から御説明をお願いします。よろしくをお願いします。

池田(敏)委員 温泉部会に属しております池田でございます。

本日は、熊井部会長及び益田部会長代理がお二人とも所用で御欠席でございますので、私の方から前回の大阪府環境審議会の開催後、本年2月4日に開催いたしました温泉部会の審議の結果を報告させていただきます。

それでは、お手元の資料4の表裏を適時ご覧いただきたいと思います。平成19年度第2回温泉部会でしたけれども、その第2回温泉部会では、知事から諮問がありましたのは、温泉掘削許可申請が4件、それから温泉動力装置許可申請4件でありまして、これらについて審議をいたしました。

温泉掘削許可申請につきましては、既存の温泉への影響など、温泉の保護という観点から申請地の地質の状況、掘削する深さ、あるいは掘削の口径、ストレーナーの位置などについて審議いたしました結果、すべて許可をすることに支障なしということで決議いたしました。

ただし、温泉掘削予定地が工業用水法、あるいは建築物用地下水の採取の規制に関する法律というのがございますけれども、それらの規定による地下水の採取の規制を受ける地域に該当するものにつきましては、地盤沈下の防止と公益保護の観点から、これらの法令の規制に準じた条件をつけて許可することに支障なしというふうに決議いたしました。

また、温泉動力装置許可につきましては、申請の動力装置が温泉源の保護の観点から、その温泉井戸に合わせた適正な能力であるかどうかを審議いたしました。その結果、すべて許可して支障なしというふうに決議いたしました。

以上が2月4日に開催いたしました温泉部会の審議の結果でございます。

南会長 池田委員、ありがとうございました。

この温泉部会、ある時期には掘削許可できないというような状況が何度か続いて心配しておりました。どうやら落ちついたようで、今回は支障なしという結論でございました。

温泉掘削、あるいは動力装置、両方とも支障なしという結論でございます。

御質問、御意見ございませんでしょうか。

ありがとうございました。特にないようでございます。

池田委員、どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、報告事項4、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例等の一部改正について、事務局の方から御説明をお願いします。
葉山環境保全課長 環境保全課長の葉山でございます。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例等の一部改正について報告させていただきます。

資料5-1をご覧いただきたいと思えます。

この改正につきましては、昨年11月30日に本審議会からいただきました答申を踏まえまして、この2月の定例府議会に提案し可決いただいたものでございます。

今回の改正内容は、資料の表側の亜鉛含有量に係る排水基準の見直しと、裏側のほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直しとなっております。

まず、表側の亜鉛含有量についてでございますが、資料の左側に示しておりますとおり、平成15年に水生生物の保全の観点から、全亜鉛の水質環境基準が設定され、これを受けまして、平成18年に水質汚濁防止法に基づく排水基準が、従来1リットル当たり5ミリグラムであったものが2ミリグラムに強化されました。

このような国の動きを受けまして、府域で適用する排水基準の見直しを行うこととし、本審議会に諮問いたしまして、資料の右側の囲みの上の方に記載しております3つの考え方に立って、排水実態や技術動向等を踏まえまして、御審議の上、答申をいただきました。

その結果、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例、いわゆる上乗せ条例と申しておりますが、上乗せ条例を3月28日に改正をいたしました。法では、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上の特定事業場を対象としておりますが、これを30立方メートル以上の特定事業場を対象といたしまして、法と同様に、1リットル当たり5ミリグラムから2ミリグラムに強化をいたしました。

ただし、技術的に対応が困難な電気めっき業につきましては、猶予期間を設定をいたしまして、平成25年3月31日までの5年間は、1リットル当たり5ミリグラムの暫定排水基準を設けております。

また、大阪府では、生活環境の保全等に関する条例によりまして、法より対象施設を広げて規制を行っておりますが、こちらに適用します排水基準につきましても、資料の右下側にありますように、条例の施行規則を改正いたしまして、1リットル当たり2ミリグラムに強化いたしました。いずれの基準も新設事業場につきましては平成20年4月1日から適用、既設事業場につきましては6か月間の猶予期間を設け、平成20年10月1日から適用することとしております。

次に、資料の裏側でございますが、ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直しについてでございます。こちらにつきましては、資料の上の方、ほう素等3項目に係る排水基準と経過のところにお示ししておりますように、府域では上水道水源の保護等の観点から、上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づきまして、法より厳しい排水基準を設定しているところですが、右の点線の囲みにありますように、一部業種区分については、経過措置として暫定排水基準を設けておりました。その適用期間が平成20年3月31日で終了することから、平成20年4月1日以降の取り扱いにつきまして、本審議会に諮問いたしまして、左下に記載しております5つの考え方に立って、排水実態や技術動向等を踏まえまして、御審議の上、答申いただいたところでございます。

その結果、資料の右下の枠に示しておりますとおり、上乗せ条例等を改正いたしました。上水道水源地域に排水する事業場に適用する暫定排水基準につきましては、ほう素、ふっ素、アンモニア等のそれぞれについて、現行基準の多くを強化をいたしまして、太枠でお示ししております部分の基準を適用することといたしました。

また、海域に排水する事業場につきましては、ほう素のほう酸製造業について、基準値を1リットル当たり100ミリグラムから80ミリグラムに強化をいたしました。

条例対象事業場に適用する暫定排水基準につきましては、法や上乗せ条例に基づく基

準の見直しに合わせまして、20業種21区分で暫定排水基準の強化を行いました。これらの暫定排水基準は、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間適用することとしております。

なお、今回の改正に係る新旧対照表を、資料5-2にお配りしておりますので、参考としていただければと存じます。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例等の改正内容につきましては、以上のとおりでございます。

南会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、あるいは御意見ありますでしょうか。

池田委員。

池田(敏)委員 今回のこの議案でほう素というのがありますがけれども、これについては、温泉にほう酸とかメタほう酸とかというのが含まれてる場合が多いわけですが、その温泉で従来そういう薬効があるというようなことで通常に使ってたそのお湯を、今度、排出するときにこの規制が及んでくると、それを基準に合わせて処理しなきゃいけないという問題が起こってきてるということがあろうかと思えますけど、大阪府下では、そういう温泉でほう酸、あるいはメタほう酸を多く含んでいて、そういう対象になるというようなものはどれくらいあるんでしょうか。あるいは、それは猶予されるということになるんでしょうか。

葉山環境保全課長 環境保全課長でございます。

具体的な数は、ちょっと今、把握しておりませんが、ただ、排水が非常に高濃度になるような温泉のところはございませんので、排水基準にかかるような濃度にまでは多分達していないというふうに考えております。

南会長 よろしゅうございますか。

この種の化学物質の場合、非常に取り扱い、もろ刃の剣のところがあって、ある量まではいいけど、ある量を超えると悪いと。まさにその典型かなと思いますけど、そういう点について非常に設定に当たったのトータルとしての取り扱いがかなり難しい対応の部分が出てこようかと思えます。ふっ素なんかにしましても、むしろいいというような話があるくらいですが、やはり量としては規制する必要があるというような、そんなところがございまして、本当にかなり全体としての環境の問題と、それとや

はり双方のバランスの問題が非常に難しい。先ほどの垂鉛なんかでも、まさにそういう状況があるかと思えますね。その他トータルとしてぜひ各環境行政によるしくお願ひしたいと思えます。

そのほか、御質問、御意見ございますでしょうか。

ないようでございますので、それでは次の報告事項5、廃自動車認定が困難な場合、その処分期間を短縮しようということ、この廃自動車認定に関しましては、この審議会でも相当時間をとって議論をいただいたところではありますが、処分期間を短くできるということになりますので、事務局からの御説明お願いいたします。

福原産業廃棄物指導課長 循環型社会推進室産業廃棄物指導課長の福原でございます。

廃自動車認定が困難な場合の処分期間の短縮について御報告させていただきます。

お手元の資料6でございます。

去る平成19年11月30日、第35回の本審議会におきまして、この件について諮問し、御意見を求めました結果、大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例第8条に規定されております、所有者等が判明しない場合において、廃自動車と認定することが困難なときの処分期間について、公示の日から経過期間を6カ月から3カ月に短縮することとする改正案を適当と認めますと答申をいただいたところでございます。

この答申内容を踏まえまして、平成19年12月7日から平成20年1月6日まで本改正案に対する府民の皆様方からの御意見を募集いたしましたところ、特にいただいた御意見はございませんでした。そのことを受けまして、平成20年2月定例府議会におきまして、答申内容に基づき、大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例の一部を改正する条例（案）を上程いたしまして、平成20年3月25日に可決していただいたところでございます。

この改正条例は、3月28日に公布いたしまして、本年、平成20年7月1日から施行するものでございます。

なお、資料の裏面に、当該条例の新旧対照表を参考に書いております。御参照いただければと思えます。

以上、本説明でございます。

南会長 ありがとうございます。

6カ月を3カ月に短縮することができるということでございます。また個人の所有物として、車ほど使用者がはっきりしてるものはないというふうにも思うんですが、そ

れが捨てられると認定できないという、そういう事態が発生しておりまして、私が住んでいる近くでも、自動車がちょっと山の方に行きますと捨てられてるという状況、こういうのを何とかして、少しでもよい方向に解決できるかと思っております。

それでは、最後、第8次大阪地域公害防止計画についてということで、事務局から御説明をお願いします。

葉山環境保全課長 環境保全課長でございます。

第8次大阪地域公害防止計画について、資料7により説明させていただきます。

公害防止計画は、左上の欄に示しますとおり、環境基本法に基づきまして、公害が著しく、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講ずる必要がある地域等につきまして、環境大臣の指示により、都道府県知事が策定する地域計画でございます。

平成19年度末におきまして、全国31地域、25都府県で策定されております。

大阪地域につきましては、昭和47年度の第1次計画策定以来、7次にわたって計画を策定し、財政上の特例措置といたしまして、公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律による財政支援も受けながら、着実に公害防止対策を進めてきました結果、環境の状況はおおむね改善傾向となっております。しかしながら、自動車交通公害や水質汚濁など、依然として解決すべき課題が存在することから、昨年10月に環境大臣から第8次計画の策定指示がございました。

左下の欄の計画策定の流れをご覧いただきたいと思っております。

昨年12月から1月にかけて、計画素案に対するパブリックコメントを実施いたしまして、そのときの意見は3通13件ございました。また、2月には環境省と関係省庁との間で調整が行われ、それらの結果を踏まえまして、計画案を作成いたしました。

3月には大阪地域を含む12地域の計画案について、中央環境審議会の公害防止計画小委員会で審議された後、3月17日に国の公害対策会議の議を経て、環境大臣の同意により計画策定したものでございます。

第8次計画の概要につきましては、中央の欄に示しますとおり、国の基本方針に沿って計画期間を平成19年度から22年度の4年間といたしております。対象地域は環境改善が進んだことから、前回計画から6市町減りまして、30市1町となっております。

計画の目標につきましては、環境基準が達成されるよう努めることとしております。主要課題である自動車交通公害、河川の水質汚濁、大阪湾の水質汚濁、地下水汚染の4項目につきましては、右側の欄に示しますとおり、項目ごとの目標と実施する施策

について計画に位置づけたところでございます。

以上で、第8次大阪地域公害防止計画の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

南会長 ありがとうございます。

第8次公害防止計画、相当環境がよくなっておりますが、なおまだ未達成があるということで、この計画を19年度から22年度までの4カ年ですということでございます。

以上の説明につきまして、何か御質問、御意見。どうぞ。

村岡委員 村岡でございます。

この大阪地域の公害防止計画、第8次ということで、これ全国でやっておるところですけれども、全体の計画、国の計画から見て、一応平成22年を大体现段階の公防計画の見直し時期というふうにされていると思うんですね。これが全部全国の主なその対象になっている地域が、その22年度の終わりでそろって一応終わるという計画になってるというふうに聞いております。したがって、今回4年間の計画になりますけれども、その後どういうふうはこの公防計画を大阪府として立てていくかというのは、いろいろと問題も出てきておりますので、ぜひその辺も今後いろいろ検討されて、将来に向けての新しい体制に持って行っていただきたいと、これは意見でございます。

南会長 ありがとうございます。

今、村岡委員からの御指摘、22年度で一旦国全体も次の見直しに入ると。したがって、今この第8次はこれでいいけれども、さらにその後のことについて十分大阪府としても考えておく必要があるのではないかというような御意見と承りました。

事務局の方、どうぞ。

葉山環境保全課長 平成22年度ですべて一応一区切りといたしますのは、一応国の方は公害防止計画に係る財政支援ということで、公害財特法の延長期限が22年までということになっております。それが一つのきっかけということも非常に大きな要因でございます。

その後、今まで30数地域で、全国で公害防止計画を策定してまいりました地域につきましても、基本的に大阪府もそうですが、環境基本計画、あるいは環境総合計画というものを別途定めておまして、その辺との整合も図ってございますので、それが代替えできないかというのを、環境省の問い合わせ等調整もしておまして、今後、次の第9次がスタートするのかどうかは、環境総合計画等をもって当てるとということも

一応考慮の中として、環境省とは意見交換をさせていただいております。

南会長　　ありがとうございました。

村岡委員、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問ございませんでしょうか。

特にないようでございます。

報告事項は以上で終わらせていただきまして、最後、議事の4番、その他について、事務局の方から何か。

司会（小林補佐）　事務的な連絡でございますが、次回、第37回環境審議会は、例年お諮りしております、平成19年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策というのを御説明いたしまして、環境白書として取りまとめるに当たり、御意見を例年伺っておるところでございます。例年どおり11月ごろに次回の審議会を開催させていただきたいと考えております。日程等については、できるだけ早目に、また御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

南会長　　ありがとうございました。

次回11月のところを予定しているということで、また日程の調整はできるだけ早くさせていただきますが、御協力よろしく申し上げます。

これで、本日予定をされておりました議事、全部終了でございます。皆様の議事進行への御協力ありがとうございました。予定より大分早く終わることができました。

それでは、事務局の方、よろしく願いいたします。

司会（小林補佐）　南会長ありがとうございました。

閉会に当たりまして、環境政策監の吉川からごあいさつを申し上げます。

吉川環境政策監　環境政策監の吉川でございます。

本日は会長からもございましたように、予定の時間をかなり短く効率よく運営していただきまして、熱心に御審議いただきまして、本当にありがとうございました。

本日いただきました貴重な御意見、御提言につきましては、私ども、これからの環境行政に生かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、本日諮問いたしました三箇牧水路底質対策に係る費用負担計画についての案件など、これからも御審議をお願いする課題がございます。今

後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

司会（小林補佐） 本日予定しておりましたものは以上でございます。

なお、名前を御記入いただきました出席確認票の方につきまして、お帰りの際には机の上に置いて帰っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

南会長 どうもありがとうございました。

了